

社会福祉法人審査基準・定款準則等の改正について（案）

たのしみ

1 趣 旨

社会福祉法人審査基準・定款準則等について、社会福祉基礎構造改革の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
 - ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
 - ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進
- 等、必要な改正を行う。

2 改正の内容

この改正
1990年
この改正

(1) 社会福祉法人の資産要件の緩和及び適正化

- ① 特別養護老人ホームを設置する場合について資産要件を緩和。
 - 施設用地について、都市部以外の地域においても民間からの賃借を認める。
- ② すべての不動産について国又は地方公共団体から貸与を受けて法人を新規設立する場合の資産要件の適正化（100万円から1,000万円へ引上げ）。
- ③ 小規模な障害者通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合について資産要件を緩和。
 - 1,000万円以上の資産の保有、5年の実績等を要件として、法人化を認める。
 - また、施設の用に供する土地・建物について民間からの賃借を認める。
- ④ 居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）の経営を目的として法人を設立する場合について資産要件を緩和。
 - 1,000万円以上（現行1億円以上）の資産の保有、5年の実績等を要件として、法人化を認める。
- ⑤ 施設を経営する既設の社会福祉法人が通所施設を経営する場合、民間からの土地・建物の賃借を認める。

(2) 社会福祉法人の役員等執行体制の見直し

- ① 財務諸表等の開示が法律上義務化されること等に伴い、理事定数、理事構成等に係る基準について、次のような規制の適正化・簡素化を行うこと。
 - 理事定数は、6人以上とすること。
 - 「知識経験者」「地域福祉関係者」要件を緩和すること。
 - 「地域の代表者」要件を撤廃すること。
 - 関係業者が理事となる場合の規制を適正化すること。
- ② 法人の経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、各役員の間で業務や代表権を分掌することを可能とすること。
- ③ 監事（→「(3) 事業経営の透明性の確保」を参照）
- ④ 評議員会について以下の見直しを実施すること。
 - 評議員会の位置付けを議決機関から諮問機関に改めること
 - 重要事項の決定に際しては、「原則として評議員会の同意が必要」という取扱いとすること。
 - 評議員会の同意を要する重要事項の簡素化（定款準則の改正）。
 - 介護保険法上の事業を実施する法人については、評議員会の設置について、1年間の猶予期間を置くこととすること。
 - 評議員定数の上限（40人）の撤廃を行うこと。

(3) 事業経営の透明性の確保

- ① 利害関係人に対して開示が義務付けられる財務諸表等の範囲の明確化。
- ② 法人の広報等を活用した財務諸表等の自主的な公表について推進。
- ③ 監事による監査以外に、公認会計士、税理士等への委託など外部監査の活用を推進。
- ④ 都道府県市における社会福祉法人現況報告書の開示を推進。

(4) その他社会福祉事業法の改正に伴う所要の改正等

社会福祉法人の役員等執行体制の見直しについて（案）

- 厚生省においては、現在、①利用者本位の社会福祉制度の実現、②時代の要請に応える福祉サービスの充実を目的として、社会福祉事業法等の一部改正を含む見直しを進めているところ。
- この法案においては、社会福祉法人の事業経営の透明性の確保と不祥事防止の観点から、社会福祉法人に対して、財務諸表等の情報開示を義務付けることとしている。
- こうした措置の実施に合わせ、理事長及び理事が経営責任を負えるような体制を確立する観点から、法人の理事定数、理事の構成、評議員会の位置付け等について、必要な見直しを行うものである。

（凡例）下線を付した規制：租税特別措置法第40条の適用を受けるために必要な規制
 波線を付した規制：平成9年3月に行った社会福祉法人審査基準の強化によるもの

現 行	見直し後
1 理事定数 <社会福祉事業法> ○ 3人以上 <社会福祉法人審査基準（通知）> ○ <u>6人以上</u> ○ <u>ただし、老人・障害の入所施設を経営する法人で、<u>評議員会未設置の場合</u></u> → <u>10人以上</u> ○ 概ね15人以下であることが望ましい	→ 維持 → 維持 → 撤廃 ※ 情報開示の義務付け等が条件 → 撤廃 ※ 情報開示の義務付け等が条件
2 代表権 <社会福祉事業法> ○ すべての理事が代表権を有する。 （定款により制限可能） <社会福祉法人審査基準（通知）> ○ 原則として理事長のみに代表権を付与するよう指導。	→ 維持 → 緩和 ○ 各理事の間で役割を分掌することも可能とする。 （例：○○施設担当理事、△△園担当理事、経理担当理事等） ○ 上記の場合において、代表権を分掌することも可能とする。
3 同族性の排除 <社会福祉事業法> ○ 親族関係者が役員総数の2分の1を超えないこと。 <社会福祉法人審査基準（通知）> ○ <u>親族等特殊関係人の数が理事定数の3分の1未満であること。</u>	→ 維持 → 維持

4 知識経験者等の割合 ○ 社会福祉事業について知識経験を有する者及び地域の福祉関係者が理事に占める割合 ① 老人・障害の入所施設を運営する法人の場合 2分の1以上 ② その他の法人の場合 4分の1以上	→ 緩和 ○ 「地域の福祉関係者」要件を撤廃するとともに、2分の1要件及び4分の1要件を緩和し、「知識経験者を1人以上加えること」とする。 ※ 情報開示の義務付け等が条件
5 地域代表 ○ 理事に地域の代表を加える。	→ 撤廃 ※ 情報開示の義務付け等が条件
6 施設長等の割合 ○ 原則として1人以上の施設長が理事として参加。 ○ ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えることは適当でない。	→ 維持 → 維持
7 評議員会の設置 <社会福祉事業法> ○ 任意設置 <社会福祉法人審査基準（通知）> ○ 原則として評議員会を設置。 ただし、次の事業のみを行う法人については、任意設置。 ア 援護の実施機関が要援護者を入所させる等の措置をとる社会福祉施設を運営する事業（老人・障害の入所施設を運営する法人であって、理事の定数が10人未満であるものを除く。） イ 居宅介護等事業、デイサービス事業及び短期入所事業	→ 維持 → 維持 介護保険制度及び社会福祉基礎構造改革に伴い、措置制度から利用制度（利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する制度）に移行する事業を運営する社会福祉法人については、評議員会の設置が義務付けられることとなる。 ○ 介護保険の円滑施行の観点から、介護保険制度に移行する事業を運営している既設法人については、厚生省において1年程度の猶予期間を設け、評議員会の設置を進める。

7 評議員会の位置付け <社会福祉事業法> ○ 諮問機関（重要事項は、定款により評議員会の議決を要するものとする事が可能）。 <社会福祉法人審査基準（通知）> ○ 議決機関 ○ <u>一定の重要事項の決定には、あらかじめ評議員会の同意が必要。</u>	→ 維持 → 緩和 ○ 評議員会を諮問機関として位置づける。 ○ 一定の重要事項の決定に係る評議員会の同意については、国税庁の通達に準ずることとする。 具体的には、「あらかじめ評議員会の同意が必要」を、「原則として評議員会の同意が必要」に改める。 ※ 情報開示の義務付け等が条件
8 評議員会の権限 ○ 次の①～⑪に掲げる事項の決定は、評議員会の同意が必要。 ① <u>予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</u> ② <u>予算外の新たな義務の負担・権利の放棄</u> ③ <u>定款変更</u> ④ <u>合併</u> ⑤ <u>解散（合併又は破産による解散を除く）</u> ⑥ <u>解散した場合における残余財産の帰属者の選定</u> ⑦ 寄付金品の募集に関する事項 ⑧ 施設長の任免その他の重要な人事 ⑨ 法人の運営に関する規則の制定・変更 ⑩ 施設の運営に関する規則の制定・変更 ⑪ <u>その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</u>	→ 緩和 ○ 左の事項のうち⑦～⑩については、評議員会の同意を不要とする。

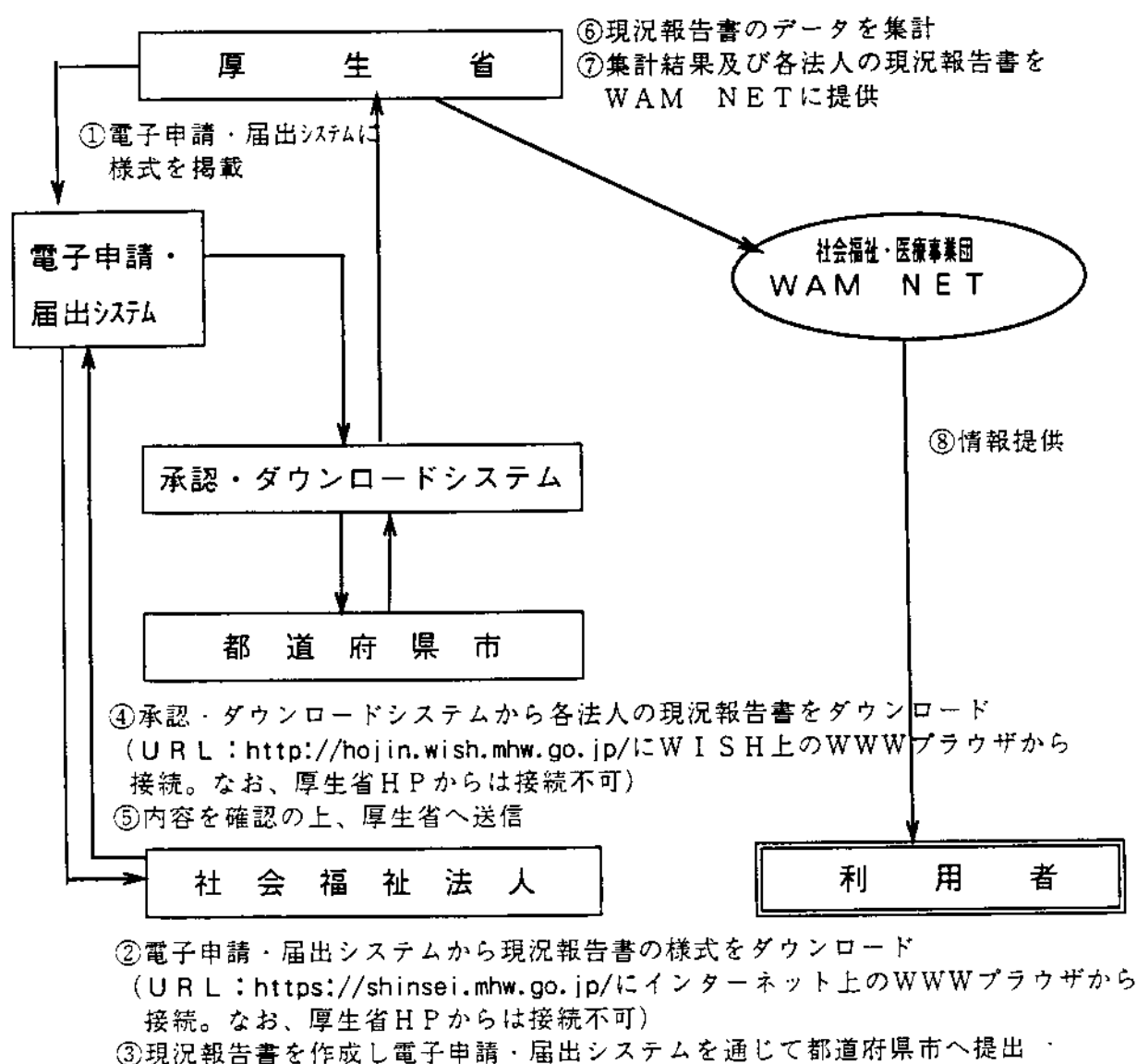
※上記以外の規制については、原則として現行の規制を維持する。

社会福祉法人現況報告書システムの概要

1 システムの内容

- 従来書面で報告させていた社会福祉法人現況報告書について、オンラインによる提出を可能とする。
- 厚生省は、都道府県市を通じて法人から収集した現況報告書のデータを集計し、集計結果及び個々の現況報告書のデータ（個々の現況報告書の公開については、希望する法人に限定。）を社会福祉・医療事業団の「福祉保健医療情報ネットワークシステム（通称「WAM NET」）」を通じて福祉サービスの利用者等に情報提供する。

2 全体像



3 システム電子化の意義と情報公開

- このシステムは、従来は現況報告書を社会福祉法人から所轄庁へ書面で提出させていたものを、電子媒体で提出することができるようにするためのものである。
- これによって、社会福祉法人及び各所轄庁の社会福祉法人担当者の業務の効率化が図られるものと考えている。
- また、社会福祉法人については、事業経営の透明性の確保の観点から、改正後の社会福祉法第44条第4項に基づく情報開示義務が課せられることとなるが、現況報告書のWAM-NETへの掲載をもって、当該開示義務を果たしたものと基本的に解されることとなるよう、弾力的な運用に向けて、今後検討することとしている。
- なお、現況報告書を電子媒体で提出した社会福祉法人であって、WAM-NETでの公開を希望しない場合は、その旨を届け出ることにより、非公開の情報とすることが可能である。また、現況報告書を電子媒体で提出せず、従前通りに書面による提出を行うことも可能である。

4 システム電子化の経緯

平成11年11月下旬

平成11年度第2号補正予算上に、「社会福祉法人台帳等の電子化を行うためのシステム開発費」として総計103,387千円が認められる。

(内訳)

システム開発費	90,814千円
諸費	12,573千円

(科目等の名称)

(項) 厚生本省 (目) 社会保障関係情報化業務庁費

平成12年3月 1日

社援企第12号課長通知「社会福祉法人現況報告書の電子化について」により、システムの内容について都道府県市・法人へ通知。

3月31日

社援企第17号課長通知「厚生行政総合情報システム利用申請書」により、大臣官房統計情報部管理企画課情報企画室長へWISHの利用申請を行う。

4月26日

統情発第37号室長通知「厚生行政総合情報システム利用承認書」により、WISHの利用申請が承認される。

6月 7日

現況報告書を電子媒体で提出することを可能とするため、社会福祉事業法施行規則を改正し、規則を整備。

社援企第18号課長通知「社会福祉法人現況報告書システムの稼働について」により、システムの完成及びその使用方法について都道府県市・法人へ通知。